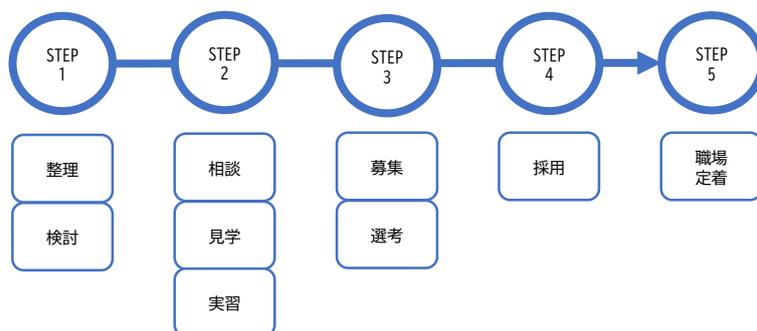


3. はじめて障害者雇用を行う事業主の方へ

障害者雇用へ取り組むにあたって、「障害者雇用をどのように進めていけばいいかわからない」や「採用はしたいが、職場の受入れ体制に不安がある」等、企業としてのさまざまな課題があると思います。

まずは自社の状況を把握し、障害者を雇用したときの担当業務や指導方法等を検討、整理していくこと、そして社内全体で障害者雇用に向けた理解を深めていく事が重要です。自社の障害者雇用の方針等を整理することで、雇用された障害者の能力を十分に発揮することができます。そのため、担当社員が1人で障害者雇用に取り組むのではなく、全社員が一丸となり、また支援機関を活用しながら障害者雇用に取り組んでいくことが重要です。

近年はフルタイム雇用ではなく、法定雇用率に計上されない短時間勤務の雇用も広まっています。鎌倉市が平成30年度に開設したワークステーションかまくらには短時間勤務の職員も業務に従事しています。



STEP1 整理・検討

自社の状況を整理しながら、障害者雇用について検討を行います。

▶ 整理

自社の状況を整理しながら障害者雇用を進めるにあたって、就労支援機関を活用することで、自社の状況確認や採用時のノウハウ、面接のポイント、採用後の業務検討等、いろいろな効果を得ることができます。

▶ 検討

自治体やハローワークが実施している講演会、セミナーに参加し、障害者雇用に取り組んでいる企業の話聞くことで、障害者雇用についてのノウハウを得ることができます。

STEP2 相談・見学・実習

▶ 相談

鎌倉市障害者二千人雇用センターやハローワークなどの就労支援機関と連携しながら、雇用条件や従事する業務などについて相談を行います。

▶ 見学

障害者雇用に取り組んでいる企業などを見学することで、どういう手法で障害者雇用を進めているのかノウハウを得ることができます。

▶ 実習

自社で現場実習が可能な場合、実際に障害者を実習生として受け入れることで、自社で障害者雇用を進めるにあたっての課題が分かります。

STEP3 募集・選考

▶ 募集・選考

支援機関と相談した内容を加味し、求人票を作成します。またトライアル雇用の活用や採用のための選考を行うにあたって、選考方法や選考の時間帯など配慮が必要な場合があるため、事前にどのような配慮が必要か確認を行います。

※※トライアル雇用…ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害者を一定期間雇用することで、その適性や業務遂行可能性を見極め、雇用主と求職者が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度です。またこの制度を利用することで、助成金を受けることができ、雇用主にとっては一定の人件費をカバーすることも可能です。トライアル雇用の詳細については、所管のハローワークにお問い合わせください。

STEP4 採用

▶ 採用

採用時、障害者のプライバシーに配慮し合意をとった上で、採用後の職場内でどのような配慮などが必要かを聞き取り、企業に過重な負担にならない範囲で職場において支障となっている事情などを改善していきます。

STEP5 職場定着

▶ 職場定着

障害者が業務に従事し、職場に定着するために大切なことは、配属先のキーパーソン(担当者など)や障害者の支援機関、医療機関、ジョブコーチなどと障害者のプライバシーに配慮した上で、情報を共有し、連携していくことが継続した雇用に必要なことです。

ジョブコーチ

- ▶ ジョブコーチとは、職場適応援助者支援事業とも言います。障害者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが出向いて、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図ります。
- ▶ ジョブコーチ支援は、対象障害者がその仕事を遂行し、職場に対応するため、具体的な目標を定め、支援計画に基づいて実施され、障害者本人に対する職務の遂行や職場内のコミュニケーション等に関する支援だけでなく、事業主に対しても障害特性に配慮した雇用管理等に関する支援を行います。ジョブコーチが行う障害者に対する支援は、事業所の上司や同僚による支援にスムーズに移行していくことを目指しています。

配置型ジョブコーチ

地域障害者職業センターに配置するジョブコーチです。就職等の困難性の高い障害者を重点的な支援対象として自ら支援を行うほか、訪問型ジョブコーチ及び企業在籍型ジョブコーチと連携し支援を行う場合は、効果的・効率的な支援が行われるよう必要な助言・援助を行います。

訪問型ジョブコーチ

障害者の就労支援を行う社会福祉法人等に雇用されるジョブコーチです。高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する訪問型職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を修了した者であって、必要な相当程度の経験及び能力を有する者が担当します。

企業在籍型ジョブコーチ

障害者を雇用する企業に雇用されるジョブコーチです。機構が実施する企業在籍型職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者が担当します。

職場内で一緒に働く従業員への障害者雇用の啓発

- ▶ 障害者が職場に定着し、いきいきと働き続けるためには同じ会社で働く社員が障害者雇用について学んでいく必要があります。
- ▶ 鎌倉市では、障害者雇用の啓発活動として講演会やシンポジウムなどを実施しています。講演会などを通し、障害者にとって働きやすい職場とは何かを学ぶことは、障害のない社員にとっても働きやすい職場といえます。
- ▶ ハローワークでは、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」という、企業の方を対象とした講座を実施しています。この講座は、ハローワーク職員が企業に赴き、講座を実施することも可能となっています。